

日本近代化への国際的条件(四)

大畑篤四郎

- 一 問題の提起
- 二 条約改正交渉の意義(以上本誌第四卷第一号)
- 三 「朝鮮問題」の登場
- 四 日清・日露戦争の意義(以上本誌第四卷第二号)
- 五 大陸国家への発展
 - (一) 「西欧的新帝国」の実現
 - (二) 大国への道(以上本誌第六卷第一号)
- 六 大陸政策の破綻と協調外交の意義
 - (一) ワシントン体制の成立
 - (二) 幣原外交の性格
- 七 満州事変から敗戦まで―戦前型近代国家の崩壊
- 八 結語(以上本号)

六 大陸政策の破綻と協調外交の意義

（一）ワシントン体制の成立

ヴェルサイユ条約（体制）は、しかしながら国際関係における新たな矛盾を生み出すことになった。ヴェルサイユ条約および一連の講和諸条約による第一次世界大戦の戦後処理が、ウィルソン（Woodrow Wilson）アメリカ大統領の高邁なる理想にもかかわらず、実際には戦勝国間による妥協の産物であり、且つ敗戦国に対する「口授」（Diktat）として締結せしめられたこと、そのことが戦後の国際政治の不安定要因となったこと、についてはここに一般的に論評する余裕をもたない。⁽¹⁾ヴェルサイユ条約につき日本に関しては、さきにあげた山東条項（第一五六一五八条）を不満として中国が条約署名を拒否し、且つ上院によって批准を拒否されたアメリカ政府も、交渉の過程においては中国の主張を支持していたこと、⁽²⁾があげられる。この条項は二一カ条要求中の山東省に関する日本の要求とその論理（山東省ドイツ権益は日独間協定によって処分）を受入れ、吸収したものであるが、前記のようにアメリカは二一カ条要求そのものに極めて批判的な態度をとり、所謂二一カ条諸条約の締結に対しては不承認主義をもって応じた。⁽³⁾中国においても、さきに二一カ条条約の締結に対し民衆の間に激しい反対運動が生じたが、ヴェルサイユ条約に対しては啻に政府が条約署名を拒否したばかりでなく、一九一九年五月四日、北京大学を中心とした学生の反対示威運動と軍・警察との衝突事件が発生し、運動は民衆の間に、且つ全国的に拡大されて反帝抗日運動を触発する契機となった（五・四運動）。

直接ヴェルサイユ条約に規定されていない、山東問題以外の対華問題についても、二一カ条要求の際の不承認主義の通告（ブライアン・メッセージ）に端的に示されているアメリカの反日的態度は依然維持されており、ヴェルサイユ条約に直接関連する特殊な問題としては、赤道以北太平洋地域における旧ドイツ領諸島の日本委任統治地域に含まれているヤップ島につき、アメリカが日本への委任統治につき留保を主張しており、これを認めない日本との間に懸案として残されていた。⁽⁴⁾

また満蒙特殊権益については、これを（秘密）条約上承認したロシアに革命が生じ、労農政府は帝政時代にロシアが締結した秘密条約の原則的無効を宣言したけれども（一九一七・一一・九）、日本としてはただちにソヴェト政府を承認することなく、特殊権益の主張は維持した。イギリス（第一回―第三回日英同盟）、フランス（日仏協約）は日本との間にそれぞれ勢力範囲乃至特殊権益を相互に承認しあい、第一次世界大戦中の領土問題の戦後処理に関する一連の密約⁽⁵⁾に示される帝国主義的外交に鑑みても、日本の満蒙特殊権益の主張そのものについてはこれを黙認していたと思われるが（但し対華借款団の問題については後述）、二一カ条条約において南満州および東部内蒙古における日本の優越権を一旦承認した中国においてはその後反日・反帝国主義の気運が昂揚し（前述）、また対華新借款団の結成に際しては、満蒙特殊権益地域を借款団の活動範囲より除外するよう要求した日本の主張は、イギリス、アメリカの銀行団からの強い反撥を招いた（本件については結局、満蒙における特定の事業活動を借款団の事業活動から除くことに協定が成立し、別に米英仏三国銀行団は日本の満蒙特殊権益を尊重する旨を表明することによって解決し、一九二〇年一月一五日新借款団協定が成立するに至った⁽⁷⁾）。なお満蒙特殊権益の主張は日本の中国における投資・事

業活動全般と密接に関連しているが、この点については後に更に言及することとする。附言するならば、石井・ランシング協定（中国に関する日米交換公文、大正六・一九一七・一一・二）で一旦中国における日本の特殊的地位を承認したアメリカは、その後同協定後段の中国の独立領土保全、商工業機会均等主義を強調して、その解釈について日本との間の軌轢を生ぜしめ、大正一二年（一九二三）四月一四日同協定は廃棄された。

中国以外では、シベリア出兵をめぐる日本の行動が国際的批判にさらされていた。ソヴェト革命に対する干渉戦争としてのシベリア出兵は、元来ロシアに駐屯していたチェコスロヴァキア軍の救出を理由とするイギリス、フランスの提案に由来し、日本はアメリカとの協調を重視し、アメリカとの諒解のもとに共同出兵を行なったが（大正七・一九一八・八・二出兵宣言）、派遣兵員数や指揮権、軍の活動範囲等についてアメリカとの間に扞格が生じ、日本はアメリカの要求を大幅に越えた出兵活動を行なった。

その後アメリカは撤兵を行ない（大正九・一九二〇・一・一〇撤兵通告）、チェコスロヴァキア軍救援の目的も達成したにも拘らず、政府は過激派（ボルシェヴィキ派）の脅威を理由に単独駐兵を続け（三・五・一六の外交調査会および閣議決定、駐留目的転換）、ニコライエフスクにおける邦人虐殺事件（尼港事件）を契機に北樺太を占領するなど、第一次世界大戦の戦火が鎮まったのちも長期にわたりシベリア駐留を続け、内外の厳しい批判をうけた。

更に、極東における日本と列国（特にアメリカ）との対立を深化させた要因としては、このような政治（＝軍事）的要因のほかは経済的要因があげられる。日本の中国に対する経済活動のうち、政治的性格を最も著しくしているのは鉄道敷設権問題であった。日露戦争の結果日本が獲得した東清鉄道南部支線の経営に関して、日本は南満州鉄道株

式会社を設立して、これが日本の満州経営の根幹となったことは先に言及したが、⁽⁹⁾その際日本は同権益の日本への譲渡を清国に承認せしめた「満州に関する日清条約」(明治三八・一九〇五・一二・一二)および同附属協定、附属取極によつて、日本による安奉鉄道の改築ならびに一五年間の経営、南満州鉄道と清国諸鉄道との業務接統、營口、安東県、奉天における日本居留地の設定、鴨綠江右岸地方における日清合弁の森林事業の経営、吉長鉄道の敷設と日本よりの借款導入、日本の敷設した新奉鉄道の清国への売却、同鉄道改築の際における日本の借款導入、南満州鉄道並行線敷設の禁止、ロシアの同意を条件として松花江航行権の日本への許与、その他新たな権益、特権の日本への賦与を認めさせた。日本はこれに基いて日本の半額出資による新奉・吉長鉄道の敷設につき合意に達し(明治四〇・一九〇七・四・一五協約、翌年一一・一二統約)、安奉鉄道の改築⁽¹⁰⁾については最後通牒をもつて清国に応諾せしめ(明治四二・一九〇九・八・六最後通牒、八・一九〇九書調印)、更に「満州五案件に関する協約」(明治四二・一九〇九・九・四)によつて、大石橋・營口鉄道の満鉄への編入(營口支線)、撫順・煙台炭鉱採掘権の承認その他を約せしめ、引続き滿蒙五鉄道に関する要求を提起し、「済順及び高徐鉄道に関する交換公文」、「滿蒙四鉄道に関する交換公文」(いずれも大正七・一九一八・九・二四)によつて日本資本の出資による鉄道敷設を承認せしめた。しかしこれらによる日本の進出は、同様に満州への進出、特に鉄道権益の取得をはかつていたアメリカとの対立を促進させた。

日露講和会議開催中、アメリカの鉄道資本家ハリマン(Edward H. Harriman)が来日し、桂(太郎)首相、諸元老を説いて、一旦は南満州鉄道を日米が平等の立場で共同経営することを約した桂・ハリマン協定(予備協定覚書、明治三八・一九〇五・一〇・一二)を結んだが、小村(寿太郎)外相の反対によつて破棄された。ハリマンはその後も張家口・庫

倫・イルクーツク線、新民屯・法庫門鉄道敷設、錦愛鉄道(錦州・愛琿)敷設借款、東三省に対する借款を行なうための満州銀行設立をはかったが、いずれも実現をみずに終った。ハリマンの死去後はその協力者ストレイト(W. D. Straight)がイギリスのポーリング商会の代表フレンチとともに錦愛鉄道敷設契約を結ぶことに成功したが(一九〇九・一〇・二東三省總督錫良との間に仮契約、一九一〇・一〇・二二清国政府正式承認)、アメリカは更に日本をはじめとする列国に満州鉄道の中立化を提案した。これは清国政府が満州諸鉄道を買戻すために関係国が清国に借款を供与するとともに、それらの諸国が満州諸鉄道の経営に参加し、材料供給の優先権をもつとの骨子であるが、満鉄をはじめとする満州における鉄道権益についての日本の優越権を覆そうとするものであるので、日本やこれ迄満州方面に利害関係をもつていたロシアの強い反対を受けて失敗し、さきに清国政府が承認した錦愛鉄道借款契約も、同方面に共通の利害関係をもつ日露が難色を示して実現に至らなかった。

日露戦争後の日本の中国(特に満州)における特権的地位をもたらず経済活動は投資・借款活動であった。右にあげた鉄道に関していえば、新奉・吉長鉄道に関する協約(前述、日本側半額出資)および借款細目契約(明治四二・一九〇九・八・一八)、日清間一、〇〇〇万円借款契約(明治四三・一九一〇・三・二四 清国鉄道借款の償還その他に充当)、満蒙鉄道借款修築に関する交換公文(大正二・一九一三・一〇・五 三新鉄道線敷設につき日本資本家より借款)、四鄭鉄道借款契約(大正四・一九一五・一二・二七 清政府と横浜正金銀行との借款契約)、吉長鉄道続借款契約要項(大正六・一九一七・一〇・一二)、吉会鉄道借款予備契約(大正七・一九一八・六・一八)、済順・高徐二鉄道借款予備契約および交換公文(大正七・一九一八・九・二八)、満蒙四鉄道借款予備契約(大正七・一九一八・九・二八)があり、いずれも日本の出

資によるものとしている。

これらの権益および借款は所謂滿蒙特殊權益（後述）の根幹をなすものであるが（勿論日本の對華投資活動は鐵道借款に限られない）、借款活動についていえば、（旧）四國借款團（明治四三・一九一〇・五・二三對清鐵道投資に關する一般協定）および六國借款團（明治四五・一九二・六・一八旧四國借款團に日本、ロシアが参加）による國際共同借款による投資活動のほか、第一次世界大戰を通じて各國の對華投資活動が急速に衰退した間隙に乗じて、日本は——北京政府の借款政策にも呼応して——七件一億四、五〇〇万円に上る西原借款（右にあげた鐵道借款の一部は西原借款を構成する）をはじめとして、この時期に他に一三件の龍大な借款を段祺瑞政府に供与した。そのことによって日本は對華投資をほぼ独占するとともに、その内容には鐵道、水路等のための建設借款ばかりでなく、善後借款、參戰借款、兵器借款等政治・軍事的性格の著しい、且つ中国の内部抗争の中で段政権を支援する干涉政策を構成するような性格の借款も含まれていたのである。⁽¹¹⁾

かくして日露戰爭以後第一次世界大戰を通じての日本の大陸進出（——大國の地位確保、拙稿（三））は、二つの局面をもたらず。すなわち、一つには滿蒙特殊權益の國際的承認（四次にわたる日露協約による特殊利益範圍の分割、明治四〇・一九〇七・六・一〇日仏協約における特殊利益の相互承認、内容は稍々異なるが大正六・一九一七・一一・二、石井・ランシング協定、なお日露戰後の日本の韓国に対する優越的地位については日露講和條約のほか第二回日英協約、桂・タフト覚書により列國に承認せしめ、韓國併合の際にもみるべき國際的異議は提起されなかった）、共同借款團による對華投資の共同行動にみられるような、帝國主義國としての利害の共通性からする協調面であり、もう一つは二一カ條要求、鐵道その他の對華諸權

益獲得競争、第一次大戦中の日本の対華投資の独占にみられるような、一連の——しばしば強引で且つ干渉的な——日本の対華進出がもたらす国際的軋轢（けんりく）＝帝国主義的対立の局面である。後者については鉄道権益、投資、二一カ条要求等を通じてアメリカとの摩擦が著しいものであり、且つ対立も次第に増幅されてゆくことになる。勿論先発帝国主義国としてのイギリスとの間にも摩擦面はあるが（新借款団結成の際の日英銀行団の交渉等）、同時に日英同盟を通じて両国は友好関係にあり、また日本は随時裏面の交渉を通じて列国との利害の調整をはかっていたので（韓国併合の際のイギリスやロシアに対する諒解工作、第一次大戦中の山東省ドイツ権益の譲渡や赤道以北ドイツ領島嶼の保有についてのイギリス、フランス、ロシア、イタリアとの間の協定〔交換公文〕等）、アメリカを除く列国との対立面はさほど表面化することなく、日本は二一カ条要求（アメリカの国際干渉の提案は列国同調せず失敗）、ヴェルサイユ会議等においてアメリカとの対立が増大しても、いずれも目的を達成して大国の地位を獲得することができたのである。そうして前記二つの局面はいずれも中国のナショナリズムを刺激し——袁・段政権の借款政策にもかかわらず——やがて中国の国権回復のための国民運動を助長したことを忘れてはならない。

しかし、第一次大戦後のアメリカの政治的・経済的乃至軍事的（海軍）地位の向上と、イギリスをはじめとするヨーロッパ諸国の地位の相対的低下（たとえばアメリカはウイルソンの失脚後孤立主義的政策をとるようになったが、経済的にはヨーロッパ諸国に対し債権国の地位につき、そのことが政治＝外交的にアメリカの地位を押し上げていた）が進行するに伴ない、既にはじまっていた日米間の対立は一層増幅されるようになった。その意味で一つの時期を劃するのがワシントン会議である。

ワシントン会議は第一次世界大戦中および戦後のアメリカ海軍力の伸張、イギリス海軍力の低下および日本の海軍拡張を背景とするアメリカの海軍軍縮会議の提唱、第三次日英同盟更新問題を契機として英連邦内部から生じた日本の極東政策への批判に端を発した、太平洋・極東問題の調整についてのイギリスの対米打診が結びついて開催されたものであるが⁽¹³⁾（従って会議は海軍軍縮会議と太平洋・極東会議とにわかれた）、会議自体はその招請より一貫して終始アメリカがイニシアチヴを握った。そのため日本は会議参加に当っても、議題を一般的な原則や政策の範囲にとどめ、この範囲を超えた特定国間限りの問題や既成事実にわたることを避けようとし、日英同盟についてもなるべくその存続をはかり、存続が許されないような場合にも日英米三国の協調をはかることとした。⁽¹⁴⁾これは中国問題が会議の俎上に上せられ、日本の政策が批判を浴びることを避けようとしたものであるが、実際にはひろく「現存諸約定ノ状態」(status of existing commitments)を含め中国・シベリア問題を討議することとされた。結局ワシントン会議の太平洋・極東会議ではルート四原則（中国の主権、独立および領土的行政的保全の尊重、中国の安定政権樹立のための支援、全中国における商業機会均等主義確立のための努力、中国の現事態に乗じ友好国民の権利を脅かす虞れのある特殊権益の取得や、右友好国の安全に有害な行動を容認しないこと）を採択し、これを基礎として中国の提出した国権回復に関する提案を中心として各般にわたる諸問題を討議し、中国に関する九ヵ国条約、関税条約、太平洋に於ける島嶼たる属地及び島嶼たる領地に関する四国条約並追加協定（四国条約）を締結し（四国条約は大正一〇・一九二一・二二・二三、他は大正一一・一九三二・二六）、中国における外国の諸権益に関連する一〇決議（追加決議を含む）を採択した。この九ヵ国条約によりルート四原則が承認され、これに対する違反が行なわれた場合には関係国が

協議することとされ、また四国条約によって太平洋地域における締約国（日、英、米、仏）の権利を尊重し、同地域に紛争が発生し外交交渉によって解決し得ないような場合には、締約国による国際会議を開いて調整し、侵略によって締約国の権利が脅かされた場合にもとるべき措置について協議することとされ、且つ本条約が締結されたことに伴ない日英同盟は廃棄することとされた。これらにより中国・太平洋地域における日本の単独行動は制約され、強制的制裁措置が規定されていないので実効が伴わない欠陥があるが、一応列国の共同保障下におかれることとなった。

また中国が強く返還を要求した山東問題については、日本は特定国間限りの問題としてイギリス、アメリカの斡旋を得て日華直接交渉にもちこみ、山東懸案解決に関する条約（大正一一・一九二二・二・四）が結ばれ、日本は旧ドイツ山東省租借地を中国に返還することとした（第一条）。これにより、二一カ条条約においてアメリカの強い異議を無視して中国に承認せしめ、ヴェルサイユ会議において中国のヴェルサイユ条約署名拒否をもたらしながら取得した山東省における権益は、所定条件のもとに中国に返還することとされた（山東還付細目協定および関連文書は大正一一・一九二二・二・一、二、鉄道細目協定は二二・五）。

また海軍軍縮会議は主力艦の制限を中心として進行し、日本は対米七割の確保が国防上必要と強調し、六割（英米日の海軍力の比率五・五・三）を主張するアメリカと対立したが、結局太平洋防備の現状維持を承認せしめ、日本が強く建艦を主張していた「陸奥」を廃棄リストより復活（代りに「摂津」を廃棄）することによって妥協し、海軍軍備制限条約が締結された（大正一一・一九二二・二・六）。

こうして成立した太平洋・極東方面における新しい国際秩序が所謂ワシントン体制であり、これによって日露戦争

以後第一次世界大戦期を通じて日本が取得した諸権益の多くは放棄せしめられ、日本の中国における独占的地位は崩壊し、アメリカを中心とした列国の共同保障体制が成立した。⁽¹⁵⁾ もっとも中国の立場からすれば、関税自主権の獲得、治外法権の撤廃、外国軍隊の撤退等は爾後に持込され、山東諸権益還付の多くは有償とされ、租借地における外国人の既得権は尊重することとされ、それらの査定、調整は共同委員会の審議に委ねられたこと、等不満足の点がすくない。

(11) 幣原外交の性格

しかし、これらの残された問題の処理を含め、日本としては従来のように武力を背景とした単独行動によって中国における権益を確保、増進することの期待できない国際的状況が生じた。こうした状況に対応すべくとられた外交が幣原外交の名によって知られる協調外交である。幣原外交の特徴として屢々指摘される所は列国協調外交、対華干涉政策、合理主義、経済外交であり、それらを通じて平和外交ともされる。そうした幣原外交の評価については説がわかれる所であるが、ここではそれらの論争自体にわたって論証する余裕はない。ただ幣原外交の足跡について、近代（一九二〇年代）国際社会における一メンバーとしての日本の外交路線の観点から一瞥することとする。ワシントン諸条約中の中国関税条約では、中国の関税引上げ（附加税の賦課）およびそのための釐金廃止その他の条件について取極めるために、条約実施後三ヵ月以内に特別会議を開催することとしていた（第二条）。そのため同条約の批准手続完了をまつて大正一四年（一九二五）一〇月二六日より北京で関税特別会議が開催された。関税特別会議は中国の内政上の混乱から失敗し、国民軍のクーデター（大正一五・一九二六・四・九、四・二〇段祺瑞失脚、七・九国民革命軍

北伐開始）のち無期休会となり（七・三）、失敗に終わったのである。しかし會議（過渡弁法委員會）では、中国の関税自主権承認および国定税率法の実施ならびに釐金撤廃を決議し（大正一四・一九二五・一一・一九）、一九二九年一月一日より実施することとした（同決議の内容は會議後の条約に含めるべきものであったが、會議が失敗したので、条約締結に至らなかった）。日本も原則的に関税自主権撤廃には同調しつつも、他方税率改訂についてはかねてより、従来従価五分であつたのを一割二分五厘に改めようとするイギリス、アメリカの提案に対し、品目別に税率を改訂し、平均一割二分五厘とするよう主張し、その枠の中で日本の有利な立場を保持しようとしており、特別會議において差等税率協定が成立しようとしたまま、會議は失敗した。また治外法権についてはワシントン諸条約中の「中国における治外法権に關する決議」にもとづき、中国司法制度調査委員會が治外法権撤廃の前提として中国における治外法権の現状、法律・司法制度、司法運用手続を調査し、その改善のために勧告することとされた。同委員會には日本も参加し、大正一五年（一九二六）一月一二日より會議が開催され、九月一六日に報告書および勧告を採択し、その勧告事項の充足が治外法権撤廃のために必要であり、その全部が実施されなくとも主要事項が実施されれば協定さるべき漸進的計画に従がい、治外法権の撤廃を考慮するを妨げないこととした。すなわち嘗て条約改正交渉において近代的法典の編纂、司法制度およびその運用の整備を先進諸国によつてもとめられた日本は、いまやそれらの列国と協調して同様のことを中国にもとめる立場になった。

幣原外相は昭和三年一〇月一九日の慶應義塾大学における講演「外交管見」において、「凡そ外交は単に国家と国家との間に於ける政治的關係を処理するに止まらず、其經濟的關係の発達を図ることも亦等しく重要なる任務であり

ます」と述べ、戦後不況、関東大震災の経済的打撃、輸入超過の傾向等から「此際朝野心を一にし、外国貿易振興と本邦人の海外に於ける投資企業とに依つて、国際貸借関係の改善を期することは刻下の最大急務であります。我が外交の狙ひ処も亦主として茲に存しなければなりません」と述べている。⁽¹⁶⁾彼の外交の特徴の一つが経済主義外交と呼ばれる所以でもあるが、また彼は外相就任直後の第四九議會における外交演説では「我々は固より支那に於て機会均等主義の下に日支両国民の経済的接近を図らむとするものであつて、之が為には日本を利するのみならず、又支那をも等しく利する方法を以て目的の遂行を期するものであります」とも述べている。⁽¹⁷⁾幣原外相はそうした対華経済外交の実施にあつて、従来のような満蒙重視政策を修正して全中国を対象とした市場を確保しようとする政策をとるのであるが、⁽¹⁸⁾そのことは必然的に満蒙特殊権益についての幣原外交の比重の問題にかかわってくる。もとより幣原外相も満蒙における既得権の維持を主張している。第五〇議會における外交演説（大正一四・一九二五・一〇・二六）のなかで彼は「第一ニ我々ハ絶エス我合理的立場ノ擁護ニ深キ注意ヲ加ヘマシタ其ノ所謂合理的立場ノ一例ハ満蒙地方ニ於ケル我權利利益に關スルモノテアリマス……支那全体ニ對シテ日本ハ国家的生存上極メテ密接ナル利害關係ヲ有シテ居ルコトハ現実ナル事實テアル然ルニ我國民的感覚カ満蒙地方ニ付テ特ニ鋭敏ナルハ此ノ利害關係（ニ）加フルニ歴史上ノ理由アルニ基クモノテアリマス……」と述べ、⁽¹⁹⁾第五一議會における外交演説（大正一五・一九二六・一一・二二）では「日本カ満蒙地方ニ於テ有形無形ノ最重要ナル權利利益ヲ有スルコトハ周知ノ事實テアル其ノ權利利益ニシテ外形ニ現ハレ戦乱ニ依リテ破壊セラルル危険ノアルモノハ主トシテ満鉄沿線ニ存在スル実況テアリマス之カ保護ハ過般我々ノ執リタル手段ニ依ツテ其ノ目的ハ達セラレタルモノト認メマス無形ノ權利利益ニ至ツテ今回ノ戦乱ニ依ツテ影響ヲ受ク

ルノ虞ナク事実ニ於テモ亦何等影響ナカツタコトハ我々ノ確信スル所テアリマス⁽²⁰⁾と述べている。しかしこれまでの日本外交が在滿權益を重視し、その確保・増進をはかる時に常に中国に対し干渉的態度（政策）をとり来り、或は幣原外相登場直前の清浦内閣（外相 松井慶四郎）が「対支政策綱領」⁽²¹⁾（大正一三・一九二四・五月）において、滿蒙におけるわが立場の確保伸展をはかり、特に北滿方面に進路を開拓する場合に「……滿蒙ニ於ケル秩序ノ維持ハ帝國ニ於テ該地域ニ対スル重大ナル利害關係殊ニ朝鮮ノ統治上特ニ重要視スル所ナルヲ以テ之カ為常ニ最善ノ注意ヲ払ヒ且自衛上必要ト認ムル場合ニハ機宜ノ措置ニ出ツルコト」としているのに比べ、幣原は対照的に對華不干渉政策を強調している。それは一般的にも（たとえば、さきの外相就任直後の第四九議會における外交演説では「支那の内政上の事柄に就いては我々の干与すべき限りではありませぬ。又我々は支那の合理的なる立場を無視するが如き何等の行動を執らむとするものではありませぬ。之と同時に支那に於いても、我合理的なる立場を無視するが如き何等の行動を執らざることを信じます」⁽²²⁾と述べ、「外交管見」でも「内争不干渉の方針は両国民の親善關係が組立てらるる所の一の重要な礎石であります」⁽²³⁾と述べている）、また日本の滿蒙權益に直接の影響が及ぶと思われる特定の案件に関連しても主張され（たとえば第五〇議會における外交演説のなかで彼は、奉直戦争において滿蒙における日本の權益の侵害を防ぐのにつとめたことを述べたあとで「第二ニ支那ノ内政不干渉主義に至ツテハ政府ハ又徹底的ニ之ヲ実行シタノテアリマス」⁽²⁴⁾と述べ、第五一議會の演説では「之ヲ要スルニ最近ノ支那ノ内乱ニ於テモ一昨年ノ奉直戦争ノ場合ニ於ケルト等シク政府ハ帝國議會ノ前会期ニ於テ説明シタル一定ノ方針ヲ以テ終始一貫シタノテアリマス其ノ方針トハ第一ニ支那ノ内政ニ付テハ絶対ニ之ニ干渉セサルコト第二ニ我權利及利益ニ付テハ凡ユル正当手段ニ依リテ之ヲ擁護スルコトヲ期スルモノテアリマス」⁽²⁵⁾と述べている）、且つ数次の中国の内戦に際し注意深く実施されたのである。しかし中国に⁽²⁶⁾

屢次の内戦が続発して戦乱が満州に及ぼうとし、或は国民革命軍の進出に伴なう国際的摩擦（昭和二・一九二七・一・四漢口のイギリス租界占領、三・二・四南京入城―日本領事館襲撃事件発生）や民衆の排日暴動事件等、中国のナショナリズムや国権回復運動の昂揚から生ずる軋轢が増幅するようになると、軍部や政界には幣原外交を軟弱として批判し、干渉を要求する声がたかまり、幣原外交もこうした情況に有効に対処することができず、殊に後者の中国国権回復運動の昂揚に際しては、五・四運動以来の排日運動やヴェルサイユ会議、ワシントン会議、関税特別会議などに示される中国政府の批判もとりわけ日本には敵しいものがあり、西欧諸国（―帝國主義諸国）と協調して満蒙特殊権益を含むわが權益擁護をはからうとする幣原外交の立場は、ジレンマにおちいりつつあった。

また一方、政府は協調外交の成果の一つとして日ソ国交調整に成功したが（大正一四・一九二五・一・二〇日ソ基本条約および附屬文書署名）、その際共產主義の侵透防止のために日ソ基本条約第五条に「……公然又ハ陰密ノ何等カノ行為ニシテ苟クモ日本国又ハ「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦ノ領域ノ何レカノ部分ニ於ケル秩序及安寧ヲ危殆ナラシムルコトアルヘキモノハ之ヲ為サス且締約國ノ為何等カノ政府ノ任務ニ在ル一切ノ人及締約國ヨリ何等カノ財政的援助ヲ受クル一切ノ団体ヲシテ右ノ行為ヲ為サシメサルコトノ希望及意嚮ヲ嚴肅ニ確認ス 又締約國ハ其ノ法権内ニ在ル地域ニ於テ(イ)他方ノ領域ノ何レカノ部分ニ対スル政府ナリト称スル団体若ハ集團又ハ(ロ)右団体若ハ集團ノ為政治上ノ活動ヲ現ニ行フモノト認メラルヘキ外国人タル臣民若ハ人民ノ存在ヲ許ササルヘキコトヲ約ス」と規定した。同時に政府は治安警察法を強化した治安維持法を制定している（三・一九議會通過、四・二二公布）。日清戦争戦後の産業資本主義の確立、とりわけ日露戦争後の独占資本主義の發展に対応してこの時期に労働運動が激化し、農民運動もた

かまってきたが、明治三四年の社会民主党の禁止以後、社会主義政党の禁止、弾圧をはじめとして、民衆運動、反対制運動に対して弾圧が加えられてきたが、体制維持のための治安維持法の制定は、つづいて制定された普通選挙法（大正四・一九二五・三・二九議會通過、五・五公布）が選挙権資格の納税額制限を撤廃したものの、婦人および植民地住民の参政権を認めず、生活困窮者、住居不定者を欠格とする等の限界がみられたのと相まって、独占資本主義段階における大正デモクラシーのブルジョア的限界と本質をしめすものであった。

七 満州事変から敗戦まで——戦前型近代国家の崩壊

幣原外交末期の（中国への）干渉への胎動はついに幣原外相を退陣に追い込み、田中（義一）内閣の所謂田中外交を押し出すに至った（外相田中首相兼任）。田中外相は幣原外交を修正して、居留民保護のための自衛行動として山東出兵を行ない（昭和二・一九二七・五・二八第一次出兵宣言、昭和三・一九二八・四・一九第二次出兵、五・九第三次出兵）、対華干渉政策に転じた。また就任直後には外務省本省幹部と中国、満州、朝鮮在勤の外交官、軍部代表を集めて「東方會議」を開催し（昭和二・一九二七・六・二七―七・七）、會議の最終日に田中外相は「対支政策綱領」を訓示し、中国内政不干涉、中国の「穩健分子ノ自覺ニ基ク正当ナル国民的要望」の実現のための列国協調を唱えるとともに、中央政府成立に至るまで各種地方政権との接触維持、「不逞分子ノ跳梁」に対し日本の在华権益と居留民の擁護、満蒙特殊権益の確認、東三省有力者にして日本の満蒙特殊地位を尊重し政情安定に努める者の支持（この項不公表、實質的には張作霖支持を意味する）、満蒙特殊権益に対する侵害の虞ある時は適當の措置をとること、の諸点を指示し、はっ

きりと干涉政策を打出している。⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾

このような干涉政策は中国、特に北伐を實行しながら革命外交を展開しつつあった国民政府や民衆との摩擦を一層増大させ（一九二八・六・九国民革命軍北京入城、七・七国府、不平等条約破棄と新条約締結を宣言、七・二五米華関税協定、米、中国の関税自主権を承認）、さきに第一次山東出兵を行なったのちも第二次出兵を行なわざるを得ず、且つその際にも日華両軍の衝突から日本軍の済南占領を招き（昭和三・一九二八・五・一〇）、他方北伐を続ける国府軍が東三省の実力者張作霖を追上げると、政府は満州治安維持に関する宣言を発し、内戦の發展から禍乱が満州に及ぼうとするならば日本は満州の治安維持に必要な措置をとる旨を、国民政府および張作霖の双方に通告する事態となった。

田中外相はこれらの対華強硬政策をとるとともに、不戦条約の提唱に応じ、条約参加を機会として列国に日本の外交、特に対華政策について説明、諒解をもとめる工作を行なう等⁽³¹⁾、協調政策を維持し、國際的孤立化を避けようとしたが、他方田中外交をあきたらずとする関東軍の一部指導者は計画的に張作霖爆殺事件をおこし（昭和三・一九二八・六・四）、張作霖を通じてではなく、張作霖を抹殺することによって満州を直接日本の支配下におこうとしたのである。わが満州権益の維持を焦点として、幣原外交と田中外交との連続性と非連続性（＝断絶性）が論議されるのであるが、そのことはまた、田中外交が、幣原外交と満州事変以後の東亜新秩序外交との間に在って、これを取結ぶ中間的性格をもつことを示しているであろう。

張作霖爆殺事件はただちに日本の直接的な満州支配をもたらさず、寧ろ田中内閣をジレンマに追い込んで、これを倒壊せしめ、現地における排日運動を助長し、不祥事件を続発せしめた。しかし張作霖を爆殺せしめた関東軍はやが

て柳条溝鉄道爆破事件を起し、これを契機として満州事変をひき起したのである。

本稿では同事件の経過、関東軍の理論的指導者であった石原莞爾中佐の構想、関東軍と陸軍中央部との関係、さらには恐慌による日本経済の破綻や政治的・社会的頹廢に反撥して「桜会」に結集した陸軍若手将校やその指導理論、といった国内的状況について詳しく論ずる余裕はない。ここではただ、前記のような国際的状況のなかで、且つ一九二〇年代を通じて慢性的に進行し、世界恐慌以後急速に進展した一定の危機的な国内的状況のなかで「昭和維新」を志向するファッショ的勢力の昂揚する過程において、そのような陸軍中央部の一部勢力との連絡のうえで、関東軍が柳条溝事件（昭和六・一九三一・九・一八）をひき起こしたことを指摘するにとどめる。

満州事変以後の政治的發展のもたらす悲劇の一つは、政府（＝外務省）が軍の行動を抑制する政治力をもたず、その不拡大方針（九・一九閣議で不拡大方針決定、九・二四第一次政府声明発表）が挫折し、軍事行動が拡大の一途をたどり（九・一九奉天全市占領、九・二一朝鮮軍独断越境、一〇・八錦州爆撃、昭和七・一九三二・一・三錦州占領、一・二八上海における日華両軍衝突）、ついに傀儡政権としての満州国（政府）の樹立に至っても（昭和七・一九三二・三・一満州国建国宣言）、政府がこうした既成事実に従従し、国際外交の場では（好むと好まざるとに拘らず）既成事実に立脚した上で国家利益と国際世論の間の調和をはからなければならなかったことである（田中内閣倒壊のあとに登場した第二次幣原外交はその間になすところなく昭和六年末に退陣した）。

満州事変が勃発し中国がこれを国際連盟に提訴すると、当初芳沢（謙吉）代表は、日本が事件の拡大防止につとめていることを強調し、日華直接交渉により事態を收拾しようとしてた。その後第一次政府声明^{（32）}（昭和六・一九三一・

九・二四）を発表し、事件の責任が中国側にありとするとともに、不拡大方針や、領土的野心の否定を強調した。一〇月九日には日華根本大綱を決定し、中国公使に一、相互的侵略政策や行動の否認、二、中国の領土保全の尊重、三、通商の自由妨害、組織的排日運動の徹底的取締り、四、在満日本人の平和的業務の保障、五、条約上の日本の在満権益の尊重、を申し入れ、且つ第二次政府声明（二〇・二六 事件の責任は中国側にありとす）⁽³³⁾にもこれを引用した。しかし関東軍は九月二二日に、宣統帝政権樹立と中国実力者をして地方の治安維持に当らせることを内容とした「満蒙問題解決策案」を決定し、つづいて陸海外三省関係課長の間に満蒙独立を内容とした「支那問題処理方針要綱」を定め、そうした方針に基き宣統帝の出廬と満州国樹立が強行されると閣議も後者の決定を承認した。⁽³⁴⁾ 且つ、新国家を漸次育成しつつ満蒙を国防の第一線として維持し、その治安維持には日本が当り、満蒙におけるわが権益の回復、拡充は新国家を相手として行うも、国際法および条約との抵触を避けるために、これらは新国家側の自主的発意による形式をとることとする旨の「満蒙問題処理方針要綱」を決定した（昭和七・一九三・三・一二）⁽³⁵⁾。国際連盟の満州事変審議では、日本はさきの根本大綱と同じ基調に立った五大綱を強調したが、結局連盟では所謂リットン（Victor A.G.R. Lytton）調査団を派遣して現地調査を行なわしめた。この調査団の報告（リットン報告）では、柳条溝事件をいずれがおこしたかについては断定を避けながら暗に日本側の責任を指摘し、日本の軍事行動を正当な自衛措置とは認めず、満州国についても事実上これが日本の傀儡国家であることを認めている。しかし報告書は同時に中国の排外運動やポイコットについては中国側にも責任があることを認め、結論として日本の在満権益承認、中国主権下に満州に大幅の自治権賦与、満州の内部的秩序および外部的侵略に対する保障、日華新条約締結、経済的提携促進、中国改革に対する国際的

協力、等解決条件一〇条をあげた（報告書は昭和七・一九三二・一〇・二公表）。連盟の審議はその後の曲折をへながら、結局総会はリットン報告書の結論を受けいれた一九人委員会報告を承認する決議を賛成四二、反対一（日本）、棄権一（シヤム）の圧倒的多数（規約第一五条第一〇項により満場一致とさる）をもって採択した（昭和八・一九三三・二・二四）。その直後松岡（洋右）代表は日本の国際連盟脱退を宣言したが、その際朗読した宣言書⁽³⁶⁾では、総会が採択した報告書を受諾し得ないことを指摘するとともに、「日本政府は今や極東に於て平和を達成する様式に関し、日本と他の聯盟国とが別個の見解を抱いて居るとの結論に達せざるを得ず」と述べ、二月二五日附で提出した日本政府陳述書⁽³⁷⁾は、リットン報告書を反駁し、日本の行動を自衛権の範囲を逸脱していないと擁護しつつ、「総会へ空理的且不適当ナル原則ヲ徒ニ弄ヒタルノミナリキ総会ハ謂ハハ空虚ナル方式ヲ尊ヒ日本ハ確乎タル現実ヲ盾トセリ」として、「国際聯盟力速カニ其ノ態度ヲ変改シ空理的且適用不可能ナル主義ニ依倚スルコトヲ止メ」るよう要求している。日本政府の連盟脱退通告文⁽³⁸⁾（三・二七）でも同様の趣旨を述べながら、「茲ニ帝國政府ハ平和維持ノ方策殊ニ東洋平和確立ノ根本方針ニ付聯盟ト全然其ノ所信ヲ異ニスルコトヲ確認セリ」と述べている。日本政府がとるに至ったこうした立場からも、また連盟脱退による国際的孤立の現実の前にも、日本は今や独自の道を歩まざるを得なかった。

政府はさきに満州国育成方針を採択したが（二〇七頁）、昭和八年（一九三三）八月八日に採択した満州国指導方針要綱⁽³⁹⁾では、満州国の根本組織、国防、治安、外交に関する事項、日滿經濟運営上特に重要な基礎的事項および重要内政事項については、関東軍司令官兼駐滿大使の内面的統轄のもとに日系官吏を通じて内面指導を行ない、外交は日本の外交政策に同調せしめることとし、満州国陸軍は在滿日本陸軍指揮官の把握のもとに、同国の治安維持に任じ、日本の

国防の補助的要素たらしめる如く指導することとしている。これでは、日満議定書（昭和七・一九三二・九・一五）を締結し日本は満州国の独立を法的に承認したとはいえ、実質的には満州国に対し保護国の態度をもって臨もうとしたものとも認められ、且つその後そのような方針が実施されているのである（昭和九・一九三四・三・一交換公文では満州国の外交、防衛問題に関し日本と協議することを規定）。

また経済面に関していえば、さきの陸海外三省関係課長の「支那問題処理方針要綱」は、日滿を共通経済系たらしめ、また一部資本家による壟断を排撃すること（この点については後述）としているが、満州国政府が満州国経済建設要項（一九三三・三月）を発表し、日滿経済関係の緊密化を唱えたのに対応し、日本政府も昭和九年（一九三四）三月三〇日に日滿経済統制方策要綱⁴⁰を決定した。これは日滿両国が不可分であるとの根本的立場に立つて、一、日滿経済を一組織体として合理的に融合することを目標とし適地適応主義をとる、二、両国の国民全体の利益を基調とし現下経済上の弊害を是正する、三、国際情勢に適応するよう平時および非常時に通ずる両国の組織的経済の確立を期すること、の基本方針に立つて、満州における交通、通信、および日本の国防上の要求に制約されるような事業は日本の実権下において統制し、その他の満州の事業は内外人の公正自由な経済活動に依らしめるが、日滿経済運営上特に重要な基礎的事項については適宜統制し、金融は両国の金融組織間の円滑な調和を保たしめ、日本資源と満州資源の間に「有効適切なる連絡を具現する」ものとし、邦人の移民、貿易の振興（両国関係ばかりでなく「日滿両国の東洋に於ける隣接地域特に支那に対する貿易の振興を図りて此等相互間の経済的結合に資せしむ」とされている）、上方策実施のため在満日本機関の内面的指導、などをあげている。満州事変以後日滿一体や日滿経済ブロックが政府

や指導者によって強調されるのであるが、日満一体の内容はこうした方針にもみられるように、満州国の隸属化、實質的な植民地化のための同化政策であったといえる。そのような満州の経済開発は、はじめは資本主義の弊害を除去する立場から資本家の進出を排除し、主として政府と満鉄の出資による特殊会社、準特殊会社を通じて行なわれたが、やがて満州国政府と日産（日本産業株式会社）資本の各半額出資による満州重工業開発株式会社の発足（日産の改組、昭和一二・一九三七・一二・二七、總裁鮎川義介）にみられるように、所謂新興財閥が満州に進出し、軍部や新官僚（中堅官僚や満州などにおける「革新」的な官僚勢力をさす）、と結んで、新たな勢力を形成したのである。⁽⁴¹⁾

満州事変と満州国の樹立強行は、ひきつづき華北方面における日華関係の紛糾と日華国交調整問題を提起した。ここでも昭和八年（一九三三）一〇月二一日の閣議に報告された五相會議決定中に「帝国指導ノ下ニ日滿支三国ノ提携共助ヲ實現云々」と述べられる一方、陸軍起案の「帝国国策」⁽⁴²⁾（二〇・二）では、日本の安全と対満国策遂行を目的として措置することとされているが、その際中国にひろく親日地域を設定し、中国の分立的傾向に即応して親日分子の養成と組織化を促進することとしている。すなわち、そのご実施された華北分離政策であり（その成果として冀東、冀察政權樹立）、広田（弘毅）外相の日華国交調整の努力を一つのジレンマに追込むものであった。政府（広田外相）としては昭和十一年（一九三六）八月七日の四相會議決定の「帝国外交方針」⁽⁴³⁾が、外交政策の重点を「蘇聯ノ東亜ニ対スル侵寇的企図ノ挫折」に置き、中国に対しては共存共栄を基調とする日華提携を実現し、中国を反ソ依りたらしめるべく指導するとともに、華北地域を親日満・防共共同防衛の特殊地域とする、としているように、防共の立場で中国とも、また軍部とも一致点を見出そうとしたのである（そのような広田外相の防共世界政策の一環として防共協

定問題があるが、ここでは省略する。なお華北分離工作に伴う日本の経済的進出に関しては、冀東地区で特殊貿易の名において殆ど公然と密貿易が行なわれていたことや、第二次北支処理要綱⁽⁴⁶⁾（昭和一一・一九三六・八・一二）で、民間資本の進出を原則として、特に国防上必要な軍需資源の開発や関連施設の建設は日本の資本により実施する、としていることを指摘するにとどめよう。

このような情況のなかで芦溝橋事件の勃発（昭和一二・一九三七・七・七）と日本の軍事行動の拡大―日華戦争が展開されたのである。戦争が勃発しても政府は「支那事变対処要綱」⁽⁴⁶⁾（昭和一二・一九三七・一〇・一、四相會議決定）に「今次事变ハ……支那ヲシテ抗日政策及容共政策ヲ解消セシメ、真ニ明澄且ツ恒久的ナル国交ヲ、日支間ニ樹立シ、以テ、日滿支ノ融和共榮ノ実現ヲ期スルヲ、本旨トス」「外交措置ハ、速ニ支那ノ反省ヲ促シ、我方ノ所期スル境地ニ、支那ヲ誘致スルヲ目途トシ……支那ヲシテ、抗日政策及容共政策ヲ解消セシメ、従来ノ行懸ニ捉ハレサル、劃期的国交調整条件ヲ以テ、外交交渉ヲ行フ」と述べているように、中国を日本に接近せしめ、協調の基礎に立つ日華新国交調整をはかるものとしている。そのため日本は裏面で中国との和平工作を進め、その挫折後は汪兆銘との交渉を行ない、幾多の迂余曲折をへながら、汪の新政府との間に日華基本条約（昭和一五・一九四〇・一一・三〇）を締結するに至ったのである。

日華基本条約の締結を前に、第二次近衛内閣は「基本国策要綱」を決定した（昭和一五・一九四〇・七・二六）。これは国是として、八紘一字の精神に基き世界平和を確立するために「皇国ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亜ノ新秩序ヲ建設スル」こととし、外交政策については「大東亜ノ新秩序建設ヲ根幹トシ先ツ其ノ重心ヲ支那

事変ノ完遂ニ置」くこととし、関連して「皇国ヲ中心トスル日滿支三国經濟ノ自主的建設ヲ基調トシ国防經濟ノ根基ヲ確立ス」として、そのために「日滿支ヲ一環トシ大東亜ヲ包容スル皇国ノ自給自足經濟ノ確立」その他の項目をあげている（二〇・三日滿支經濟建設要綱を發表）。ここに（これまで時の指導者層によって唱えられていたことであるが）従来の日滿一体、日滿支（華）提携の主張は、はつきりと日滿支（華）提携を中心とした東亜新秩序建設の政策として發展、確立したのである。

また一般的には、昭和十二年（一九三七）九月より国民精神總動員運動が進められてきたが、第二次近衛内閣は新体制の確立を唱え、政治的には既成政党の解散と大政翼賛会の成立（昭和一五・一九四〇・一〇・一二）をもって一応目的を達成した。経済的には戦争の進展に伴ない国家總動員法が制定され（昭和二三・一九三八・四・一公布）、戦争遂行のために物的資源、労務、事業、資金、物価等広範な分野において政府がこれを統制、運用することのできる権限を得ていたが、昭和一四年四月五日に改正、強化され、第二次近衛内閣は新体制推進の一環として、「日滿支を一環とし大東亜を包容して自給自足の共栄圏を確立し、其の圏内に於ける資源に基きて国防經濟の自主性を確保し官民協力の下に重要産業を中心として総合的計画經濟を遂行し以て時局の緊急に対処し国防国家体制の完成に資し依って軍備の充實国民生活の安定国民經濟の恒久的繁栄を図らんとす」という趣旨の「經濟新体制確立要綱」が發表された（昭和一五・一九四〇・一二・七）。

基本国策要綱やこの經濟新体制要綱には大東亜共栄圏の思想が織込まれている。すなわち従来の「東亜新秩序」構想は第二次近衛内閣になって「大東亜共栄圏」構想にまで發展され、この年（昭和一五年）九月四日の四相會議で

は、大東亜共栄圏に含まるべき地域として南洋諸島、仏印、タイ、マレー、英領ボルネオ、蘭印、ビルマ、オーストラリア、ニュージーランド、インドが加えられた。そして大東亜共栄圏思想こそ、その後の太平洋戦争（「大東亜戦争」）遂行の理念とされたものであり、それは大東亜会議の開催と、大東亜地域を米英の桎梏より解放して道義に基づく共存共栄の秩序の建設を謳い上げた大東亜共同宣言の採択（昭和一八・一九四三・一一・六）においてピークに達したということができよう。この点については別の機会に更に詳しく論ずることとするが、ここでは次の二、三の点を指摘しておこう。

太平洋戦争勃発後、東条（英機）首相は議会演説において（昭和一七・一九四二・一・二二）、フィリピン、ビルマは、民衆が大東亜共栄圏建設に協力するならば独立せしめると表明し、その二両国は独立し（ビルマ）昭和一八・一九四三・八・一、フィリピン一〇・一四）、また自由インド仮政府を承認し（二〇・三三）、大東亜会議に臨んだ。しかしその裏面で政府は「大東亜政略指導大綱」⁽⁴⁷⁾を決定し（昭和一八・一九四三・五・二九大本営政府連絡会議、五・三一御前会議決定）、ビルマ、フィリピンは独立させるが、マレー、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベスは「帝国領土ト決定シ重要資源ノ供給地トシテ極力コレカ開発並ヒニ民心把握ニ努ム」としてこの方針のもとに当分軍政を続けることとしている（この項非公表）。また太平洋戦争開始以前より準備され、開戦直後に決定された「南方経済対策要綱」⁽⁴⁸⁾（昭和一六・一九四一・一二・一二閣僚大臣会議決定、大本営政府連絡会議報告、一二・一六閣議報告）はその意図につき「重要資源ノ需要ヲ充足シテ当面ノ戦争遂行ニ寄与セシムルヲ主眼トシ併セテ大東亜共栄圏自給自足体制ヲ確立シ速カニ帝国経済力ノ強化充実ヲ図ルニ在ルモノトス」としている。爾後の対南方経済施策も概ねこうした方針によるものといつて

よいであろう。

すなわち、大東亜地域の解放と共存共栄体制の確立という美名にかくれて、日本が施策し追求したところは、日本を中心とした勢力圏の確立であった。アジア諸国の独立はそうした政策の結果ではなく、まさにそうした政策に対する抵抗から実現したといえよう。⁽⁴⁹⁾ それは日支提携の確立を唱えながら行なわれた中国に対する軍事（―侵略）行動が、中国の民族解放運動を助長させたのと軌を一にする。昭和二〇年（一九四五）の日本の敗北はそうした路線の破綻を意味するものであり、同時に明治維新以来急速に西欧諸国にならって近代国家として発展をとげてきた「大日本帝国」の崩壊でもあった。

八 結 語

以上みてきたように明治維新以来日本は先進西欧諸国にならった近代化の道を急速にたどってきた。少なくとも明治前期において「近代化」は殆ど「西欧化」(Westernization)と同義語であったが、同時に国家間の関係においては西欧諸国はアジアに対しては帝国主義国として臨んでいたので、「脱亜入欧」(福沢諭吉)の道は同時に「歐洲的新帝国を東洋の表に造出せよ」(井上馨)の道であった。ここに西欧的原理に立った開化・改革が推進されるとともに、アジア地域における帝国主義国として発展することが寧ろ積極的、進歩的な政策としてもとめられたのである。日清・日露の二つの戦争の遂行を通じて日本は極東における新興帝国主義国としての地位を確立させ、中国、特に満蒙地方に勢力を拡張し、第一次世界大戦中に列国(帝国主義諸国)がヨーロッパの戦争に忙殺されていた間に、日本は対

華投資を独占し、中国に対する干渉政策を実施してきた。この間国内的には、政府の主導によって工業を育成し、これを漸次民間に払い下げる方式によって産業資本主義の育成につとめてきたが、同時にそのことは、近代ヨーロッパ諸国においてブルジョアジーの絶対主義権力との闘争、抵抗を通じて資本主義が成長、発展してきたのと異なっており、初期の時代には特殊な政商の活躍、その後も——国際政治・経済的要因とも相まって——政治権力と資本との癒着、寧ろ資本主義の未成熟を政府権力が補充、代位するという政府主導型の産業資本主義——独占資本主義の発展（従って独占資本主義段階では国家独占資本主義の性格を一層著しくさせる）を推進してきた。後進国近代化の一つのパターンを示しているが（アメリカの日本研究では後進国の近代化の過程でそうした推進力を寧ろ高く評価する傾向にある。これについても本稿のはじめに述べたように、近代化論の問題として別の機会に取まとめて論ずることとした）、そうした発展はやがて一つの壁に直面することになる。国内において独占資本主義の発達もたらす矛盾としての労働運動や社会主義運動を政府が厳しく弾圧した過程は本稿では詳しく述べることができなかったが、国際的には、急速な帝国主義的発展もたらす帝国主義諸国間の対立、とりわけ日米間の対立が顕在化し、増幅されて第一次大戦後のワシントン体制を成立させた。幣原外交は協調外交をとることによってそうした情況に日本を順応させ、そのなかで日本の利益の確保、増進をはかるのであるが、この間に成長した中国のナショナリズムとの矛盾を調整することができず、そのことが反動的に武力による、乃至は武力を背景として、中国における權益を確保しようとする外交をうみ出し、満州事変と日本の国際連盟脱退による国際的孤立化のなかで、日本は新たな国際秩序の形成という独自の道を追求し、日満一体論から日満華（支）提携、東亜新秩序、大東亜共栄圏建設へと増幅させていったが、⁽⁵⁰⁾所詮帝

国主義の枠組を越えることができず、寧ろ新たな帝国主義戦争としての太平洋戦争が挫折したことによって、明治維新以来の日本の近代国家としてのあり方の崩壊と、従ってそれへの根本的反省がもとめられるに至ったのである。（完）

注（1） ヴェルサイユ体制そのものについてはヨーロッパの国際政治関係全般との関連でその矛盾を明らかにしたい。

（2） ヴェルサイユ会議の審議経過については、ここで差当たり詳述する余裕がない。日本との関連では差当たり小林竜夫「パリ平和会議と日本の外交」〔神川先生還暦記念 近代日本外交史の研究〕昭和三十一年 有斐閣、所収）、堀川武夫「極東国際政治史序説—二十一箇条要求の研究」（昭和三十三年 有斐閣）三二〇頁以下、拙稿（三）七二頁参照。

（3） 拙稿（三）七〇—七一頁。

（4） 拙稿（三）七三一頁、はかに拙稿「日本のワシントン会議参加」（早稲田大学法学会誌一〇法律編）。

（5） 拙稿（三）五八頁。

（6） 同上七一頁。

（7） 拙稿「日本のワシントン会議参加」参照。

（8） 拙稿（三）六三頁。

（9） 同上六三頁。

（10） 安奉鉄道は日露戦争中日本軍が軽便鉄道として敷設したもの。「満州に関する条約」附属取極により商工業用に改良を認められ、その後日本は路線変更を申し入れたが、中国側は路線変更のような改築は、同取極にいう改良には当たらない、として拒否した。

（11） 中国をめぐる列国の経済的葛藤についての文献は頗る多し。なかんじは敢えず Bresford, Charles; The Break-up of China with an Account of its Present Commerce, Currency, Waterways, Armies, Railways, Politics and Future Prospect, London, 1899, Clyde, Paul Hibbert; The Far East: A History of the Impact of the West on Eastern Asia, New York, 1952, Willoughby, Westel W., Foreign Rights and Interests in China 2 vols., Baltimore, 1927. など

エ・アヴァリン（ロシア問題研究所訳）「列強対満工作史」二卷（昭和九年）、この点についての日本での実証的研究は、政治学的分析よりも寧ろ列国権益を中心とした国際法上の研究に優れた成果を得た。この点についての文献は大畑「国際環境と日本外交」（昭和四一年 東出版）八六頁以下参照。

（12）拙著「国際環境と日本外交」二二二頁。

（13）ワシントン会議開催に至る経緯は拙稿「日本のワシントン会議」参加。

（14）同上論文および拙稿「ワシントン会議開催と日米関係」（日本国際政治学会編「日米関係の展開」（昭和三六年 有斐閣）一〇一頁。

（15）関連して、満蒙特殊権益を分割したロシアに革命が生じ、日露協約が空文化したことも指摘しておかなければならない。

（16）幣原平和財団編刊「幣原喜重郎」（昭和三〇年）二七六頁。

（17）同上書二六六頁。

（18）臼井勝美「幣原外交覚書」（日本歴史一二六）。

（19）「日本外交年表並主要文書」下巻六九頁。

（20）同上書八五頁。発言は中国内戦、郭松齢の反乱に関連して述べられている。

（21）同上書六二頁。

（22）「幣原喜重郎」二六六頁。

（23）同上書二七六頁。

（24）「日本外交年表並主要文書」下巻六九頁。

（25）同上書八五頁。

（26）池井優「第一次奉直戦争と日本」（英修道博士還暦記念論文集 外交史及び国際政治の諸問題）昭和三七年 慶応通信、所収、同「第二次奉直戦争と日本」（法学研究三七卷三号）——いずれも栗原健編著「対満蒙政策史の一面」（昭和四一年 原書房）に収録。「幣原喜重郎」二八〇―八五頁以下。

日本近代化への国際的条件（四）

- (27) 拙著「国際環境と日本外交」二四九—五〇頁、白井勝美「昭和初期の中日関係—北伐への干渉」(読史会創立五十年記念「国史論集」昭和三四年 京大読史会、所収)、池井前掲「第二次奉直戦争と日本」
- (28) 日ソ基本条約締結と治安維持法制定との関連については小林幸男「日ソ基本条約第五条と治安維持法」(人文学報一〇)
- (29) 対支政策綱領は「日本外交年表並主要文書」下巻一〇—一二頁、同会議における森(恪)政務次官の説明は田中義一伝記刊行会編刊「田中義一伝記」(昭三五年) 下巻六五四—五八頁。
- (30) 東方会議に関連して日本の満蒙領有を主張した田中上奏文の存否が問題とされているが、本稿ではこの問題に立入らないこととする。
- (31) 拙稿「不戦条約と日本」(日本国際政治学会編「日本外交史の諸問題Ⅱ」(昭和四〇年 有斐閣) 参照。
- (32) 「日本外交年表並主要文書」下巻一八一—八二頁。
- (33) 同上書一八五—八六頁。
- (34) 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編「太平洋戦争への道」第二卷(昭和三七年 朝日新聞社) 一七七—八〇頁(島田俊彦稿)、稲葉正夫・小林竜夫・島田俊彦・角田順編「太平洋戦争への道 資料編」(昭和三八年 朝日新聞社) 一二四—二五頁。
- (35) 「日本外交年表並主要文書」下巻二〇四—五頁。
- (36) 同上書二六七—六八頁。
- (37) 外務省条約局第三課「国際聯盟ニ於ケル日支事変討議経過調書」(昭和八年) 一、一六四頁以下、「聯盟脱退関係諸文書」(昭和八年 国際聯盟協会) 七三—九四頁。
- (38) 「日本外交年表並主要文書」下巻二六八—六九頁。
- (39) 「現代史資料・満州事変」(昭和三九年 みすず書房) 五八九—九一頁。
- (40) 同上書五九三—九七頁。
- (41) このことは三井、三菱等の在来の独占資本の進出を妨げるものではない。また日本の満州経営政策について論ずるのは本

稿の直接の趣旨ではない。差当って満洲会編刊「満洲開発四十年史」二巻（昭和三九年）参照。

(42) 「日本外交年表並主要文書」下巻二七五―七七頁。

(43) 「現代史資料・日中戦争（一）」（昭和三九年 みすず書房）一一―一三頁。

(44) 「日本外交年表並主要文書」下巻三四五―四七頁。

(45) 同上書三四七―四八頁。

(46) 同上書三七〇―七二頁。

(47) 同上書五八三―八四頁。引用の不公表とされた部分は、たとえば服部卓四郎「大東亜戦争全史」第二巻（昭和二八年 鱗書房）三七〇―七一頁に収録されている大綱の原文にも含まれていない。

(48) 早稲田大学大隈記念社会科学研究所編「インドネシアにおける日本軍政の研究」（昭和三四年 紀伊国屋書店）五三七―四一頁。なお大東亜共栄圏についての外国人の研究は Jones, F. C., *Japan's New Order in East Asia: Its Rise and Fall* 1937-45, London, N. Y., Toronto, 1954.

(49) この点については別に考察を取まとめる予定である。

(50) 文学や哲学の分野においてもこの間に「近代の超克」と「近代」に代る独自のものが追求されていたことが想起される。

〔本稿は、昭和四二年度文部省科学研究費（機関研究）による研究成果の一部である。〕